

● 事務局だより ●

◆ 第四十五号をお届けいたします。

本号では、平成十年度に千葉県で受け付けた紛争事例をご紹介します。

業務等のご参考に供していただければ、幸いです。

◆ 不動産取引をめぐる最近の重要な動きについても触れていますので、ご一読のうえ、ご参考にしていただきたいと思います。

◆ また、昨年末に成立した定期借家制度についても、制度のあらましなどについて記事を載せています

この問題については、法律成立直後、建設省住宅局から標準契約書の策定や周知用小冊子の作成作業を受託し、年末年始にかけ、鋭意作業を行いました。

一般に対する啓発活動の一環として、二月八日に、行政担当者である建設省住宅局民間住宅課の伊藤民間住宅企画官を講師にお迎えし、制度の概要と標準契約書等について、講演会を開催いたしました。

◆ 抵当権者が不法占拠を排除できるという最高裁大法廷の判決についても、掲載いたします。金融機関等、実務に携わる方にとり、関心の高いところと思います。ご一読下さい。

◆ その他、判例集に未だ紹介されていないものを含め、マンション建築をめぐる案件等最近の判例を数多く掲載しています。

◆ 本年度の宅地建物取引主任者資格試験については、十二月一日の合格発表により、ほぼ終了しましたが、例年と同様に受験申込者、受験者、合格者等について、地域別、年代別、職業別等に分析した記事を載せています。

関係の方々には、目を通していただきたいと思います。

◆ 平成十年度に主要都道府県で受け付けた紛争相談案件の要旨とその対応についてまとめた「不動産取引紛争事例要旨集（平成十年度）」と、昨年秋季に開催した東京都住宅局不動産業指導部指導課長 長田春夫 氏の講演の記録「不動産取引に係る苦情・紛争の傾向と業法上の留意点」が完成しました。

ご講読のうえ、紛争の予防等に活用いただきたいと思います。

◆ O A の第2次システム開発については、いよいよ最終段階を迎え、新システムへの切替えも、本年秋に迫りましたので、二月二十三日、都道府県宅建業法主管者協議会のO A 部会及びシステム検討委員会を開催して、事前準備等について、徹底を図りました。

